

## 寄付金控除のご案内

この度は当財団にご寄付いただきましてありがとうございました。

当財団は公益財団法人ですので、ご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。令和2年10月16日以降に当財団に入金されたご寄付は従来の「所得控除」に加え「税額控除」も適用されることとなりましたのでご案内いたします。

### 【所得税】

個人が公益財団法人等へ寄付を行った場合、確定申告を行うことで一定の控除を受けることができます。

当財団へのご寄付の場合、「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択いただけます。但し、令和2年10月15日以前に当財団に入金したご寄付は「所得控除」のみとなります。

### 所得控除

(年間寄付金合計額(総所得金額40%を限度) - 2,000円 = 寄付金控除額)

\* 控除対象額が課税所得から控除されます。

### 税額控除

(年間寄付金合計額(総所得金額40%を限度) - 2,000円) × 40% = 税額控除額

\* 控除対象額が所得税額から直接控除されます。(控除額は所得税額の25%が限度)

### 【手続き】

所轄税務署で確定申告を行ってください。申告の際に、同封の領収書を添付してください。

年末調整などでは控除できません。

税額控除をお受けいただくためには、確定申告の際に、「寄付金領収書」に同封の「税額控除に係る証明書」もあわせて添付してください。

「税額控除に係る証明書」は領収書に同封させていただいておりますが、見当たらない場合は当財団HPからダウンロードしてください。

### 【個人住民税】

一部の都道府県・市区町村では条例の指定により、当財団への寄付金に対し、個人住民税の税額控除が受けられます。詳しくは、お住まいの都道府県・市区町村にご確認ください。

※紛失等による同封の領収書の再発行は原則行っておりません。

※この制度についてのお問い合わせなどは、最寄りの税務署にお尋ねください。

※法人の寄付金の損金算入については経理部門または最寄りの税務署にお尋ねください。

※寄付金控除に関する詳細は国税庁のホームページでご覧いただけます。

### 【問い合わせ先】

公益財団法人東日本大震災復興支援財団 寄付担当

kifuuke@minnade-ganbaro.jp

(お問い合わせは原則メールでお願いいたします。)

みんなでがんばろう●日本